

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成19年 7月25日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 許可年月日及び許可番号

平成19年 4月27日 第3520号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市山科区大塚元屋敷町23番地の2, 25番地の1, 25番地の2, 26番地の1, 26番地の2及び36番地の1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市右京区西院巽町30番地の1 オーヤマビル2階

株式会社 オーヤマハウジング

代表取締役 大山直樹

(都市計画局都市景観部開発指導課)